

改 正 案	現 行
（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の四 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項た だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八 条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項 ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及 び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第 五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及 び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用 する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一 項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七 条の二第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二 第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並び に第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二第 三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第 八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項 、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条 、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に 基づく条例の規定による処分 三〇五の二（略）	（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の四 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項た だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八 条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項 ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及 び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第 五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及 び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用 する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一 項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十八 条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項 、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第 三項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第 八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定に よる認定並びに同法第三十九条第二項、第四十九条第一項、第四十 九条の二、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六 十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分 三〇五の二（略）

五の三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百六条第一項、第一百九十七条第一項及び第二百八十三条第一項の許可

六〇二十七（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合

五の三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百五条第一項の許可

六〇二十七（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四

を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十三項まで、第五十二条の二第三項、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで並びに第八十六条の二第一項から第三項まで 三十三の三（略） 十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第九十七条第一項、第二百三十条並びに第二百八十三条第一項 十三の三十一（略） 2・3（略）	十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十三項まで、第五十二条の二第三項、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで並びに第八十六条の二第一項から第三項まで 三十三の三（略） 十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項 十三の三十一（略） 2・3（略）
--	--

改 正 案	現 行
（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分 三 六 （略）	（広告の規制等に係る許可等の処分） 第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分 三 六 （略）

六の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十六條第一項、第百九十七條第一項及び第百八十三條第一項の許可 七〇三十一（略）	六の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十五條第一項の許可 七〇三十一（略）
---	--